

---

プロジェクト	実務対応
項目	実務対応報告第 18 号の見直し 第 117 回実務対応専門委員会及び第 383 回企業会計基準委員会で 聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 117 回実務対応専門委員会（2018 年 4 月 25 日開催、以下「第 117 回専門委員会」という。）及び第 383 回企業会計基準委員会（2018 年 4 月 26 日開催、以下「第 383 回委員会」という。）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 24 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 資本性金融商品に関する OCI オプションのノンリサイクリング処理の修正に関する意見

### （事務局提案に賛成する意見）

2. 従来、事務局が提案していた「実務上相当程度困難な場合」の取扱いについては、具体的な要件やガイダンスを定めることが困難と考えられるため、修正の例外の定めは設けず、重要性が乏しい場合を除いて全て修正するという事務局提案に賛成する（第 117 回専門委員会）。

## 適用時期及び経過措置に関する意見

### （適用時期に関する意見）

3. 現在の文案では、原則適用時期から 1 年遅らせる場合について特段の制約なく適用可能となると考えられるが、理由の開示など何らかの措置が必要ではないか（第 117 回専門委員会）。

平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めて国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができるとする定めは、あくまでも実務上の配慮に基づくものであり、理由の開示が有用な情報となるとは考えられないことから求めないこととした。

4. 改正実務対応報告第 18 号の適用前の連結会計年度及び四半期連結会計期間において、ノンリサイクリング処理を修正することを要しないとする規定について、実務対応報告第 18 号の「当面の取扱い」における「明らかに合理的でないと認められる場合」の取扱いとの関係が明確になるような記載に見直すべきではないか（第 117 回専門委員会）。
5. 改正実務対応報告第 18 号の適用前の連結会計年度及び四半期連結会計期間において、ノンリサイクリング処理を修正することを要しないとする規定は、当然のことであり、あえて基準の中に記載すべきものではないと考えられる（第 383 回委員会）。

上記の意見を踏まえ、実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号の文案から当該記載を削除している。

## 実務対応報告第 18 号の文案についての意見

### （表現の統一に関する意見）

6. 「組替調整」という用語を使用している箇所と「ノンリサイクリング」という用語を使用している箇所があるため、表現を統一すべきである（第 117 回専門委員会）。

上記の意見を踏まえ、実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号の記載の見直しを行い、「組替調整」という用語に統一している。

## 実務対応報告第 24 号の文案についての意見

### （脚注 2 の記載に関する意見）

7. 「修正を行わないことができることとする」との記載は、新たに規定を定めているように解釈できるため、既存の規定に含まれていることが明確になるような表現に改めるべきである（第 117 回専門委員会）。
8. 脚注 2 の内容は、本文の「本実務対応報告の考え方」で既に記載されている内容と同じであるため、追加する必要はないと考えられる（第 117 回専門委員会）。
9. 今回脚注 2 を追加しているのは、資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリングの修正に関して追加するものであるから、「のれんの償却をはじめとする」という表現は、読者にミスリードとなるのではないか（第 117 回専門委員会）。

10. 実務対応報告第 24 号における「統一のために必要な情報の入手が極めて困難な場合」の取扱いに、実務対応報告第 18 号の当面の取扱いの修正 5 項目が含まれるか否かを明確にするために脚注 2 の記載は必要だと考えられる。脚注 2 を追加する意図については、コメントの募集及び公開草案の概要等で説明を行うことが考えられる（第 117 回専門委員会）。

脚注 2 の記載については必要ないという意見と必要であるという意見が聞かれたが、修正のために必要な情報の入手が極めて困難と認められる場合の取扱いを明確にする観点から記載することとした。

また、今回は新たな内容を定めているものではなく、明確化の観点から記載したものであることから、その点が明らかになるように脚注 2 の記載の見直しを行った。

### コメント募集の文案に関する意見

11. 検討対象とした基準の中で IFRS 第 9 号「金融商品」の資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理のみが修正対象となったことについて、コメントの募集等の中で説明するべきではないか（第 117 回専門委員会）。

上記の意見を踏まえ、コメントの募集の文案において、IFRS のエンドースメント手続の結果を参考に検討を行い、IFRS 第 9 号「金融商品」における、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を修正項目として提案している旨を記載している。

12. IFRS 第 16 号「リース」及び IFRS 第 17 号「保険契約」について、今後の IFRS のエンドースメント手続の終了後に検討を行うと記載している点について、あくまで実務対応報告第 18 号は当面の取扱いであり、今後実務対応報告第 18 号そのものをどのように取り扱っていくかという論点もある中で、現状の当面の取扱いの枠組みを維持することを前提として将来の改正を見据えた記載を行うことは適切ではないと考えられる（第 383 回委員会）。

上記の意見を踏まえ、コメント募集の文案を修正している。

### その他の意見

13. 5 月は 3 月決算企業の繁忙期であるため、関係者が内容を検討するための十分な時間が確保できるよう、コメント募集期間を 2 か月よりも長い期間とすることについて

て検討すべきである（第 383 回委員会）。

今回の提案は、既存の実務対応報告の一部を改正するものであり、改正範囲が限定されているため、コメント募集期間は2か月とすることを予定している。

以 上